

（表）

9センチメートル

第  
号

立  
入  
検  
査  
証

氏 官  
名 職

生  
年  
月  
日

小型船造船業法第十九条第一項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。

国土交通大臣

地方運輸局長  
運輸管理部長

印

年 年  
月 月  
日 日  
限 発  
り 行  
有 効

6センチメートル

小型船造船業法抜すい

第十九条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、小型船造船業者に対してその事業に関し必要な報告をさせ、又はその職員に小型船造船業者の事務所若しくは事業場に立ち入り、小型船の製造若しくは修繕のための設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

四 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(裏)